

令和3年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

日時：令和4年3月17日（木）午後2時～
場所：豊田市役所東庁舎6階 教育委員会会議室
（オンライン開催）

議事次第

1 開会・福祉部副部長 挨拶

2 委員・オブザーバー紹介

席次表参照

3 令和3年度の協議会の進め方について

本資料(P.1)

4 令和3年度協議会 第2回会議における意見の整理について

本資料(P.2)

5 議事内容

(1) 豊田市成年後見制度利用促進計画実績報告、次年度取組計画

本資料(P.3-10)、参考資料 1, 2

(2) とよた市民後見人の養成・共働

本資料(P.11-13)

(3) 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しの進め方

本資料(P.14-17)

(4) 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の構想について（案）

本資料(P.18)、別添資料 1

<送付資料>

① 次第

② 席次表

③ 本資料 第3回会議本資料

④ 別添資料 1 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の構想について（案）

⑤ 参考資料 1 親族後見人の相談窓口（チラシ）

⑥ 参考資料 2 令和4年度豊田市成年後見支援センター事業計画書

⑦ 意見書（3月24日まで） ※委員のみ

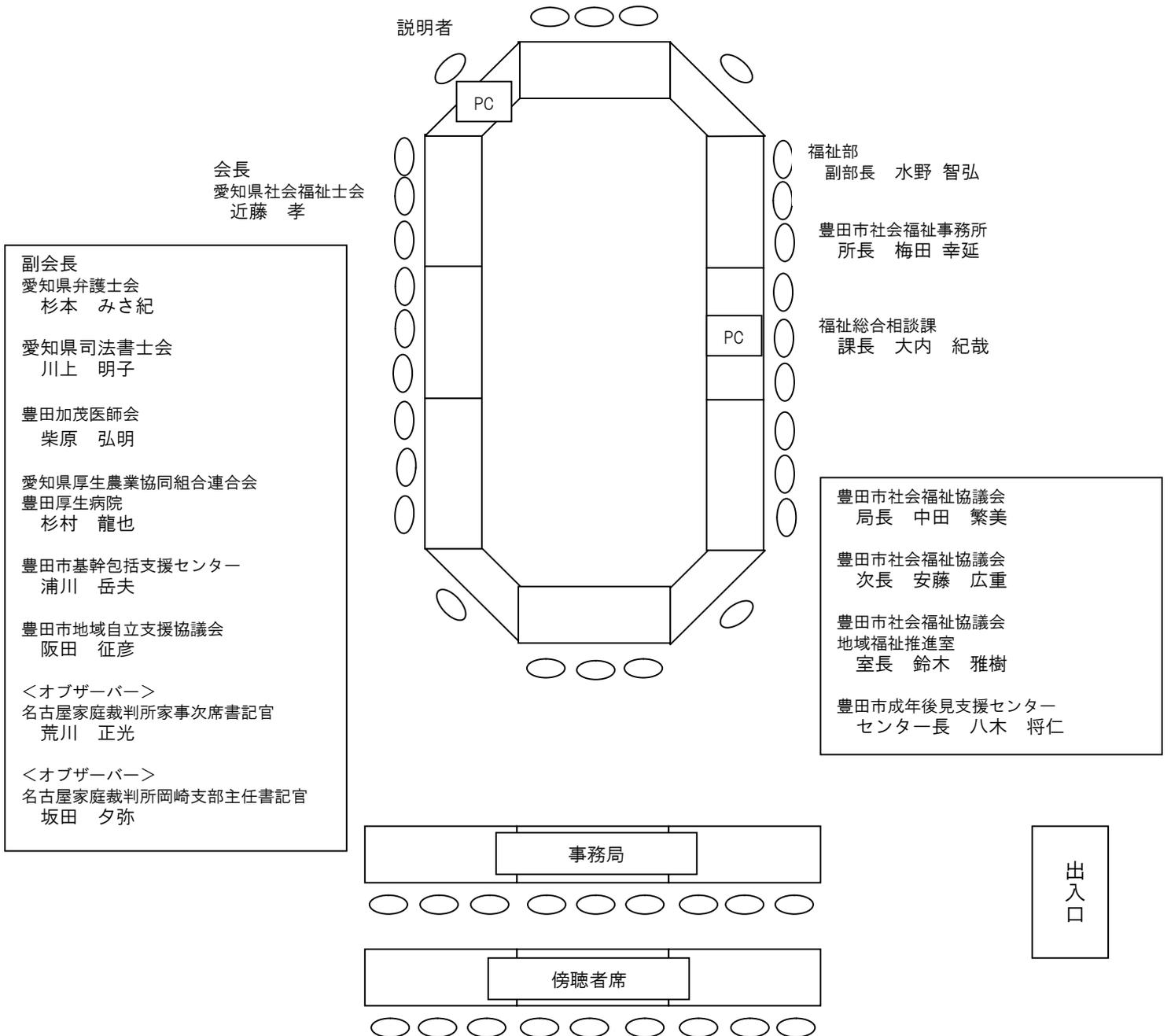
⑧ 中間見直しにおける意見書（4月15日まで） ※委員のみ

⑨ 日程調整表（4月15日まで） ※委員のみ

日時：令和4年3月17日（木）午後2時～
 場所：豊田市役所東庁舎6階 教育委員会会議室
 （オンライン開催）

令和3年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

席 次 表



令和3年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議・本資料

令和4年3月17日（木）
豊田市 福祉部 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター

1	令和3年度の協議会の進め方について	P. 1
2	令和3年度協議会 第2回会議における意見の整理について	P. 2
3	議事（1）豊田市成年後見制度利用促進計画実績報告、 次年度取組計画	P. 3～10 【参考資料1, 2】
4	議事（2）とよた市民後見人の養成・共働	P. 11～13
5	議事（3）豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直し の進め方	P. 14～17
6	議事（4）「豊田市地域生活意思決定支援事業」の構想に ついて（案）	P. 18 【別添資料1】

1 令和3年度の協議会の進め方について

厚生労働省
(次期基本計画)

第1回 7/7

① 豊田市成年後見制度利用促進計画について (成年後見支援センター含む)

- ・令和2年度の課題と令和3年度の対応
- ・身寄りのない市民の支援（取組項目2、3）
- ・後見人等へのアンケート

② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・令和3年度とよた市民後見人養成講座
- ・とよた市民後見人受任状況
- ・とよた市民後見人受任体制

7月
中間とりまとめ案

第2回 11/18

① 豊田市成年後見制度利用促進計画について (成年後見支援センター含む)

- ・令和3年度の中間報告
- ・重点取組項目、懸案事項の報告、協議

② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・バンク登録者、とよた市民後見人の活動報告
- ・令和3年度の講座に関する状況報告

10月
R4事業案

第3回 3/17

① 豊田市成年後見制度利用促進計画について (成年後見支援センター含む)

- ・令和3年度の実績見込み報告
- ・令和4年度の取組予定
- ・令和4年度のセンター事業計画の承認
- ・令和4年度の中間見直し

② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・バンク登録者、とよた市民後見人の活動報告
- ・令和3年度の実績見込み報告
- ・令和4年度の中間見直し

12月
次期計画案

3月
閣議決定

豊田市成年後見制度利用促進計画について

○センターにつなげるケースの目安について

パンフレットなどがあると現場で判断がしやすくよい。

○送付先変更について

将来的には後見人だけでなく、家族や親族に幅広く対応できるとよい。

とよた市民後見人の養成・共働について

○市民後見人のバックアップ体制について

市民後見人の孤立感を防いでいくために、市民後見人を支援する関係機関の連携や本人や支援者を重層的に支える取組が必要である。

○市民後見人の受任体制について

市民後見人とセンターとの複数受任の現在の運用において、センターの負担が大きくなってきており、対応策の検討が必要。具体的には来年度以降、市民後見人と専門職の複数受任やセンターの体制等を検討していく。

○バンク登録者の活躍について

後見人の受任が難しいバンク登録者の活躍の場の検討が必要。また、後見人の受任ができるバンク登録者については、受任条件の見直しや専門職との連携による受任体制を検討していく。

成年後見制度利用促進における国の動向

○当事者の参加について

計画策定の過程で当事者の声を聴くことが大事であり、成年後見制度を利用する高齢者や障がい者などの意見を計画に反映する仕組みを考えていく必要がある。

○持続可能な権利擁護支援モデル事業について

来年度計画している国のモデル事業に積極的に取り組んでいく必要がある。（詳細は議事3（4））

3 議事（1）豊田市成年後見制度利用促進計画実績報告、次年度取組計画

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3 (R4.1月末)	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4	
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	1	重点	支援者・専門職向け研修の開催 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	開催回数 (回)	1	6		後見支援センター 福祉総合相談課 障がい福祉課 高齢福祉課 支援者 専門職	研修実施 実施にむけた委託先等へのヒアリング及び周知協力 研修参加	→ → →	→ → →	
		<p><令和3年度取組ポイント> 初任者向け・現任者向けの2回に分けて、支援者（地域包括支援センター職員や障がい相談支援事業所職員等）のための研修を開催予定。 初任者向け研修では取組番号4で検討した「つなげる目安」を基にグループワークを行い、事例を多く掲載するなど内容の充実を図る。 また、現任者向けでは実際の後見人の役割について、グループワークをとおして理解を深めながらチーム支援の必要性を学んでもらう事を想定している。</p>											
		<p><令和3年度実績報告> 初任者向け・現任者向けの研修を2回に分けて開催。初任者向け研修では、「つなげる目安」を用いて、実際の事例を基に研修を行った。 現任者研修では、初回相談から後見人が選任された後までのチームが構築されていく流れやチーム支援の重要性を学ぶ研修を行った。 他にも、ケアマネ研修や生活福祉課との勉強会にも「つなげる目安」を用いて研修を行った。 また、三士会の交流会を開催し、「身寄りのない方への支援」に関する意見交換を行い、専門職後見人としての課題を部会に活用した。</p>											
		<p><令和4年度取組ポイント> 初任者・現任者に向けた研修を開催。具体的な事例をもとに「つなげる目安」の活用を啓発していく予定。 継続的な開催ができるよう、オンラインの活用を検討する。</p>											
		2	基礎	市民向け啓発の実施	開催回数 (回)	13	4		後見支援センター 福祉総合相談課 専門職 支援者 市民	計画わかりやすい版の作成 市民向け公開講座・出前 市民向け公開講座・出前講座への参画 市民向け公開講座・出前講座への参加	わかりやすい版を活用した市民向け公開講座・出前講座の継続実施 → → →	→ → →	
<p><令和3年度実績報告> 「後見一座」とのコラボ出前講座を2回開催。コロナ禍で出前講座は自粛傾向ではあるが、寸劇のビデオ作成を行っており、完成後はビデオを用いた講座の開催を検討している。</p>													
		3	基礎	金融機関向け研修会の開催 (市分担課) 高齢福祉課	開催回数 (回)	0	0		後見支援センター 福祉総合相談課 支援者 高齢福祉課	関係機関調整・実施 実施にむけた委託先等への調整協力	→ →	→ →	
<p><令和3年度実績報告> 認知症サポーター養成講座に代わって、豊田信用金庫との「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」の連携事業として、成年後見制度の研修会の開催を調整し、令和4年度から新入社員向けの研修会を開催していく。（4月7日開催予定）</p>													

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3 (R4.1月末)	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	支援者からセンターにつながる仕組みづくり	4	重点	成年後見支援センターにつなげるケースの目安の作成 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	-	-	-	-	後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	内容検討	目安の完成、活用開始	→		
									障がい福祉課 高齢福祉課	委託先等へ検討の協力要請を行うことの承諾	活用開始	→		
									専門職	内容への助言等	活用時の助言等	→		
		<p><令和3年度取組ポイント> つなげる目安のたたき台を基に取組番号1の支援者・専門職向け研修を開催し、事例を多く掲載するなど支援者が実務上活用しやすい目安の完成を目指す。また、完成した目安について、その周知を図っていく。</p> <p><令和3年度実績報告> 事例をもとに、つなげる目安を用いた関係機関向けの研修を、2回開催した。つなげる目安に掲載する事例については、検討を行っている。</p> <p><令和4年度取組ポイント> 市の担当部署と連携して、内容について精査する予定。</p>												
		5	基礎	多機関合同事例検討会の実施	開催回数 (回)	3	2		後見支援センター 支援者	検討会の継続実施	→	→		
									福祉総合相談課 専門職	検討会への参画	→	→		
		6	基礎	総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所における相談対応 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	対応回数 (回)	1098	978		福祉総合相談課 支援者	相談対応の継続実施	→	→		
									後見支援センター 高齢福祉課 障がい福祉課	委託先等が一次窓口として機能するための協力	→	→		
		7	懸案	消費生活センターとの連携策の検討 (関係課) 福祉総合相談課、消費生活センター	-	-	-	-	福祉総合相談課 後見支援センター 消費生活センター	現状及び課題整理	4で作成した目安を基にした内容の検討	消費生活センター用 つなげる目安活用開始		
		<p><令和3年度実績報告と令和4年度取組ポイント> 取組番号4のつなげる目安を基に、次年度に消費生活センター用のつなげる目安の完成を目指す</p>												

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3 (R4.1月末)	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築	8	基礎	センターによる相談対応とケース会議の出席	対応回数(回)	3137	2666		後見支援センター	継続対応	→	→
									福祉総合相談課 支援者 専門職	対応の協力、助言等	→	→
		9	基礎	日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施	移行件数(件)	8	15		後見支援センター 支援者	移行調整の継続実施	→	→
		10	懸案	高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	-	-	-		福祉総合相談課 後見支援センター	現状の対応継続	課題整理	対応策の検討
<令和3年度実績報告と令和4年度取組ポイント> 虐待時の実際に行った対応に関わった支援者間と法律の専門家で検証することで、訴訟リスクなど課題の洗い出しを行っていく。												
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	本人の意向・状況を踏まえた申立支援と候補者調整の実施	11	基礎	多職種による受任調整会議の実施	実施件数(件)	63	43		後見支援センター 専門職 福祉総合相談課	受任調整会議の継続実施	→	→
									後見支援センター	申立支援の継続実施	→	→
		12	基礎	センターによる申立支援の実施	支援人数(人)	96	70		市民 支援者 専門職 福祉総合相談課	実施への協力、助言等	→	→
		13	基礎	市長申立の実施と円滑な実施体制の整備	申立件数(件)	15	12		福祉総合相談課 後見支援センター	継続実施	→	→

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3 (R4.1月末)	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4	
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり	14	重点	とよた市民後見人の養成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	-	-	-	-	後見支援センター 福祉総合相談課 専門職	2期生養成及び権利擁護支援活動を支える仕組みの運用開始	3期生養成及び仕組みの充実	講座の方向性と仕組みの運用についての見直し	
		<p>市民支援者</p> <p>講座及び仕組みへの参画</p> <p>→</p> <p>→</p>											
		<p><令和3年度取組ポイント></p> <p>令和3年度もとよた市民後見人養成講座を開催予定。また、講座修了者同士が交流できる機会を設けるなど、フォローアップ体制の充実を図る。</p> <p>くらし応援資金についても、コロナ禍においても効果的な周知方法を検討し、継続的な周知と適切な運用を行う。</p>											
		<p><令和3年度実績報告></p> <p>とよた市民後見人養成講座が終了し、6名の方がバンク登録を行った。</p> <p>現在受任している市民後見人の交流会を開催した。</p>											
		<p><令和4年度取組ポイント></p> <p>とよた市民後見人養成講座については、計画どおり養成講座の開催ではなく、これまで3年間の取組を踏まえた見直しを行っていく。</p> <p>講座のカリキュラムや広報方法等の見直しを行い、令和5年度以降の講座に向けた取組を開始する。</p> <p>くらし応援資金を活用した権利擁護支援についての検討を行う。</p>											
		15	基礎	センター法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立	受任件数(件)	41	44 (監督人含)			後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	継続実施	→	→
		16	基礎	利用支援事業の実施と必要に応じた見直し	実施件数(件)	51	64			福祉総合相談課	継続実施	→	→
		<p><令和3年度実績報告></p> <p>対象者を明確にするため利用支援事業実施要綱の運用基準や運用に関するQAを作成し、後見人に周知していく。</p>											
		17	懸案	新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討 (市分担課) 総務監査課、障がい福祉課、介護保険課	-	-	-	-		後見支援センター 福祉総合相談課 総務監査課 障がい福祉課 介護保険課 専門職 支援者	課題整理・解決手法の洗い出し	対応策の検討・実施	→
		<p><令和3年度実績報告と令和4年度取組ポイント></p> <p>新たな法人後見の担い手確保に向けた国の動向を確認し、国が調査事業として進めている法人後見実施機関における活動評価と利益相反防止等に関する検討、留意点の整理や、専門家会議に資料提示され次第、その内容を踏まえて法人後見のあり方検討を進めて行く。</p>											

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3 (R4.1月末)	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4	
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	後見人等支援の充実	18	重点	親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施	相談件数(件)	13 (7月～)	23		後見支援センター 専門職 福祉総合相談課	本格開催	定期開催	→	
									市民 支援者	相談会の活用、参画	→	→	
		<p><令和3年度取組ポイント> 相談会を継続実施。後見支援センターが申立支援で関わった親族後見人に対して、専門職相談会のチラシを郵送して周知を図っていく。 また、活動が本格化する市民後見人については、定期報告の前に相談会を活用してもらうなど、金銭管理・身上保護について専門職の助言が得られる体制を確立する。</p>											
		<p><令和3年度実績報告> 親族後見人あてのチラシを作成し周知を開始した。(参考資料1) 親族後見人就任を希望している市民からの相談にも運用し、不安の解消や不正防止に繋がっている。</p>											
		<p><令和4年度取組ポイント> 相談会を継続実施。</p>											
		19	重点	送付先変更に係る手続き事務の簡素化 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課、福祉医療課	-	-	-	-		福祉総合相談課 後見支援センター	課題整理	対応策の検討	実施
										障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課 福祉医療課	課題整理に関するヒアリング等への協力	課題を踏まえた対応策の検討	実施・運用
		<p><令和3年度取組ポイント> 専門職への調査結果を踏まえ、後見人等の送付先変更の一括受付に向けた庁内調整を進めていく。</p>											
		<p><令和3年度実績報告> 庁内のヒアリング調査において、過去に様式の統一を図ったものの運用が少ない実態を把握したため、課題の掘り下げを行っていく。 庁内調整については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う保健所応援業務等で、庁内全体で業務がひっ迫していたため延期した。</p>											
		<p><令和4年度取組ポイント> 新型コロナウイルスの対応が落ち着いた時点で、庁内部署を集めた調整会議を開催して合意形成を図っていく。</p>											
20	基礎	成年後見支援センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施	支援人数(人)	77	68			後見支援センター	継続実施	→	→		
								専門職 支援者 市民	センターの活用、支援における協力	→	→		

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3 (R4.1月末)	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護 を主においた本人と成年後 見人等を取り巻く支援環境 の整備～	意思決定支援を円滑に行 う仕組みづくりと普及・啓発 の実施	21	重点	豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及	-	-	-	-	地域包括ケア企画課 支援者	ポイント集普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	→		
				(市分担課) 地域包括ケア企画課					福祉総合相談課 後見支援センター 市民 専門職	普及啓発における協力 検討への参画	研修等への参加	→		
		<p><令和3年度取組ポイント> 意思決定支援の普及を進めていくとともに、意思の実現に向け、意思の記録ツール「わたしのノート【スタート編】」を確実に使用し、多職種と共有ができる体制について検討を進める。</p>												
		<p><令和3年度実績報告> 「日々の意思の集約」を目的としたノート（名称：みんなの伝言板）を作成するとともに、わたしのノート（スタート編）・みんなの伝言板・エンディングノート等をバインダーにとじることで、本人の意思を集約することで合意。バインダーを活用した意思の共有手法をまとめた「在宅療養におけるチームで連携した意思の共有手引き」を作成した。</p>												
<p><令和4年度取組ポイント> 「在宅療養におけるチームで連携した意思の共有手引き」を基に、意思決定支援ポイント集・わたしのノート（スタート編）等を活用して、意思決定支援により表明した本人の意思が見える化・共有し、意思実現までのプロセスを現場で実践する。※スモールスタートでの実践</p>														
		22	基礎	エンディングノートの活用による普及と内容の充実	開催回数 (回)	4	3		地域包括ケア企画課 支援者 後見支援センター	普及啓発や内容の充 実に向けた検討 出前講座等による啓発 活動	出前講座等による啓発 活動	→		
				市民 専門職					エンディングノートの活用	→	→			

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3 (R4.1月末)	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	地域で暮らし続ける基盤・環境づくり	23	重点	身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備	-	-	-		地域包括ケア企画課 福祉総合相談課 後見支援センター	実態調査	課題整理	対応策の検討		
				(市分担課) 地域包括ケア企画課、生活福祉課、消防					支援者 専門職 生活福祉課 消防(警防救急課)	実態調査の協力	課題整理への協力	対応策の検討への参画		
		<p><令和3年度取組ポイント> 実態調査の結果を踏まえ、課題整理を進める。また、県内で先行的に取組を行っている自治体へのヒアリング等も検討中。 身寄りのない方への支援については、医療・介護連携、終活、社会的孤立を踏まえた視点で今後検討していく。</p>												
		<p><令和3年度実績報告> 身寄りのない市民等の支援策を検討するため、「身寄りのない方への支援のあり方検討部会」を設置した。 部会では、身寄りのないことを理由に困難が生じる5つの場面（「入院」「入所」「在宅」「賃貸契約」「死後」）において、 課題に対する現状の対応策の抽出、課題整理、新たな対応策の検討を行っていく。 今年度は部会を2回開催し、「入院」、「入所」時における課題に対する現状の対応策の抽出を行う。（第2回会議は3月23日開催予定）</p>												
		<p><令和4年度取組ポイント> 「在宅」「賃貸契約」「死後」における課題に対する現状の対応策の抽出を行い、5つの場面における対応策の集約化、関係機関への周知を行う。 また、身寄りのない方の新たな支援策を取組を検討する（詳細は議事3（4））</p>												
		24	基礎	本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実			-	-	-		全ての主体	各種計画に位置付けられた取組みの推進	→	→
25	懸案	居住支援に関する取組との連携策の検討			-	-	-		定住促進課	居住支援協議会の立上げ	課題整理	対応策の検討		
		福祉総合相談課 後見支援センター 支援者 専門職	居住支援協議会への参画及び協力	→					→					
<p><令和3年度実績報告と令和4年度取組ポイント> 高齢者や障がい者等住宅の確保が難しく、配慮が必要な方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境を整備することを目的とし、 令和3年6月30日に関係団体とともに豊田市居住支援協議会を設立し、HPや構成員が利用できるクラウドサービスの整備を行った。 また、調整会議により意見交換や課題の洗い出しを行い、次年度に部会を立ち上げ、課題解決の検討ができるよう協議を進めている。</p>														

議事（２）とよた市民後見人の養成・共働

基礎講座（7/17～11/20）

受講者数	10名 (40代～70代：男性5名、女性5名)
内容	座学やグループワークにて、後見活動に必要な知識の習得や意思決定支援の重要性等を学んだ



実務講座（12/4～12/18）

受講者数	10名
内容	受任後の後見事務（収支の計算や報告書の作成）について実践的に学んだ
修了式	実務講座終了後に開催 社協会長より修了証書を授与



バンク登録面接（1/8）

対象者	実務講座を修了し、バンク登録を希望する者（10名中7名が希望）
面接官	実際に後見活動をしている弁護士、司法書士、社会福祉士各1名

面接官（法福連携推進協議会市民後見人育成部会員）が修了者と1対1で面接を行う。
面接では、養成講座を受講して感じたこと、意欲などを質問し、とよた市民後見人の活動理念を理解した上で、バンク登録をしていただけるかどうかを確認した。

○バンク登録者数

	受講者数	修了者数	バンク登録者数
令和元年度（第1期）	21名	17名	17名
令和2年度（第2期）	19名	19名	16名
令和3年度（第3期）	10名	10名	6名
合計	50名	46名	39名

○市民後見人の受任状況

※ R4.3.1現在 4名が申立手続き中

	審判日	被後見人等			市民後見人
1	R2.7.21	70代女性	認知症	介護老人保健施設	60代女性 パート
2	R2.8.28	40代女性	知的障がい	障がい者施設	40代女性 公務員
3	R2.11.25	80代男性	認知症	介護老人保健施設	70代男性 パート
4	R2.11.27	20代女性	精神障がい	障がい者グループホーム	60代女性 パート
5	R3.1.15	80代男性	認知症	介護老人保健施設	70代男性 無職
6	R3.2.12	70代女性	認知症	介護老人保健施設	50代女性 公務員
7	R3.3.17	60代男性	知的障がい	障がい者施設	60代男性 会社員
8	R3.9.9	80代女性	認知症	有料老人ホーム	60代男性 無職
9	R3.10.20	70代女性	認知症	サービス付き高齢者向け住宅	60代男性 その他
10	R3.11.9	80代男性	認知症	有料老人ホーム	70代男性 パート

議事（3）豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しの進め方

1 基本的な考え方

- **計画の取組評価**を行った上で、**中間見直し**を行う
- 中間見直しに当たっては、計画の取組評価、2年間の変化、関係者からの意見を考慮して行う
- **地域福祉計画・地域福祉活動計画との整合**

2 次回までに実施

- **25の取組の2年間の達成状況を評価**
 - **中長期的な取組※について、2年間の取組状況の確認**
 - **関係者からの意見聴取、ヒアリング実施**
 - **中間見直しのポイント整理**
- } 計画の取組評価

3 2年間の変化

- 国の動向
 - ・ 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン策定 (R2.10)
 - ・ **次期成年後見制度利用促進基本計画策定 (R4.3)**
- 社会情勢の変化
 - ・ 新型コロナウイルスを想定した新たな生活様式

1 広報機能

○任意後見制度の推進及び保佐・補助類型の活用

○自らの立場から同様の立場の方に伝える「（仮）後見サポーター」の発掘・育成

2 相談機能

○「（仮）サブアドバイザー」制度の導入による専門性の強化と地域の専門職の育成

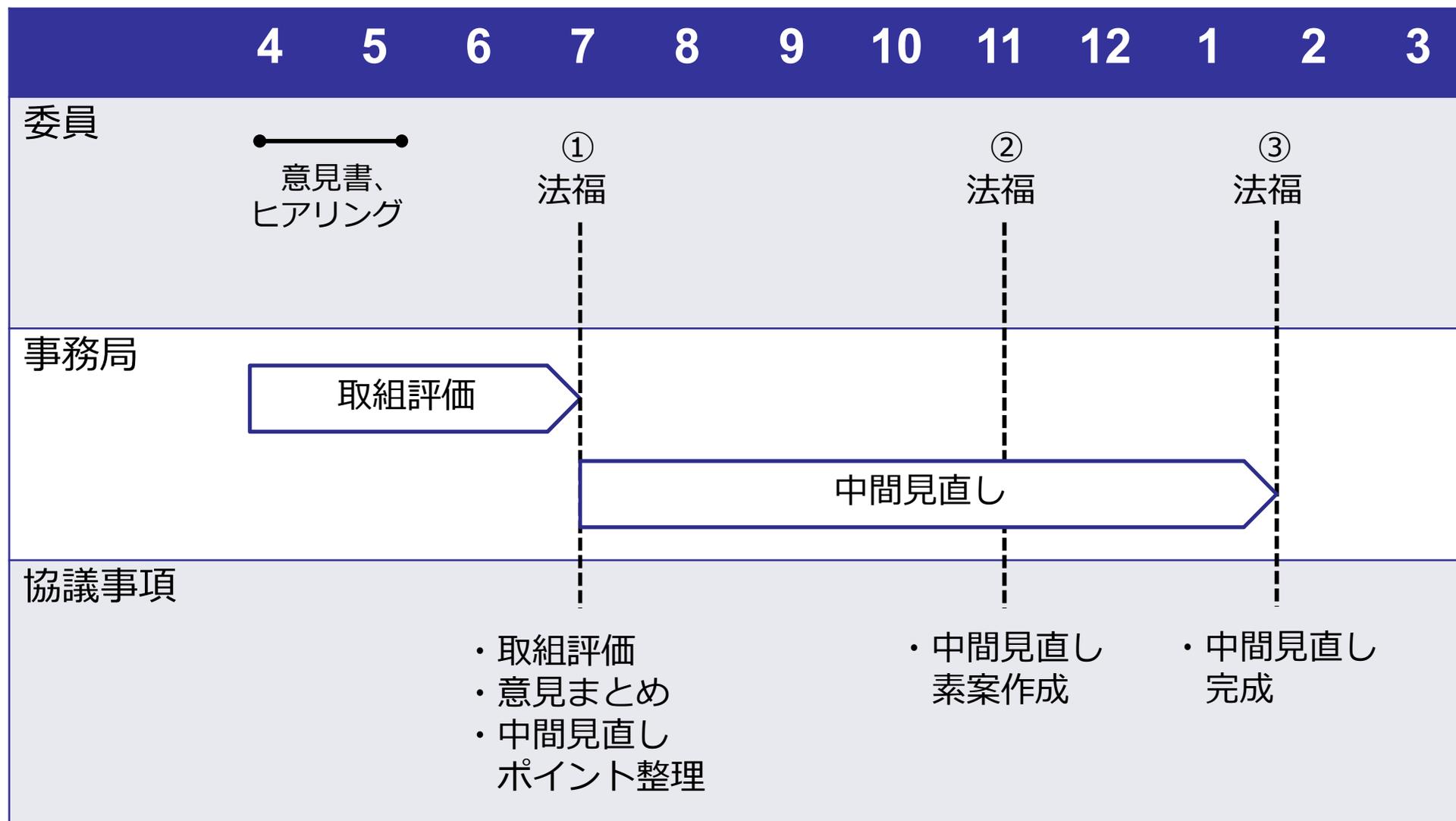
3 利用促進機能

○チーム内での情報共有の仕組みづくり

4 後見人支援機能

○中間機関の「（仮）中和機能（意思決定支援のスーパーバイズ機能）」の検討

○専門職団体との連携による後見人等に対する苦情対応



依頼事項

- ・ 年間スケジュールの確定
- ・ 中間見直しに関する意見書、ヒアリングの協力

議事（４）「豊田市地域生活意思決定支援事業」の構想について（案）

【別添資料 1】 参照

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の構想について（案）

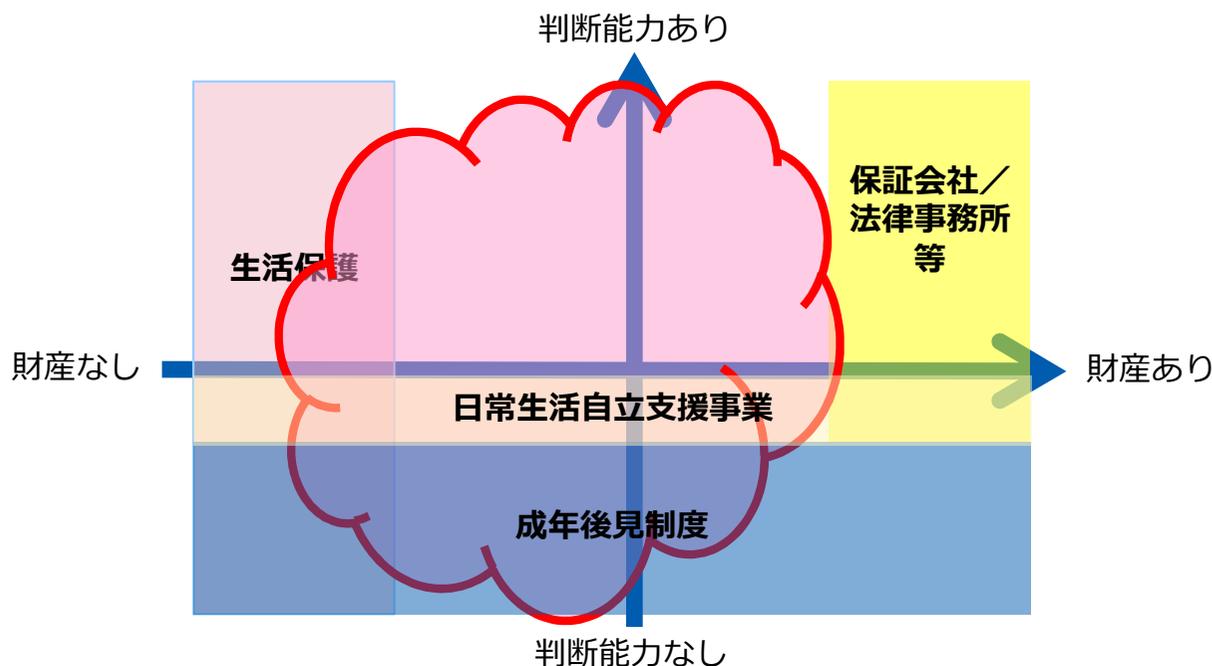
令和 4 年 3 月 1 7 日

豊 田 市 福 祉 部

- 豊田市では、企業城下町として発展してきた都市特性のため、**親族等が遠方で頼れない市民や高齢者単身世帯など身寄りのない市民**が多く存在しており、これまで家族が担ってきた金銭管理や生活支援など**権利擁護支援の多くを成年後見制度の利用促進により対応**してきた。
- 今後も増え続ける身寄りのない市民が豊田市で安心して暮らしていくためには、成年後見制度だけで対応していくことは難しく、**成年後見制度以外の権利擁護支援策を検討**していく必要がある。
- 国にも先駆けて「権利擁護支援の推進」を計画に位置付け、権利擁護支援の取組を進めてきた本市の優位性を活かして、**新たな権利擁護支援のしくみづくり**に取り組んでいく。

対象者の潜在値

- 同志社大学永田教授作成資料を参考に、身寄りによる支援に課題を抱える可能性がある人を豊田市で推計した結果、高齢者や障がい者のうち約**6,000~6,500人**が対象になると考えられる。



身寄りによる支援に課題を抱える可能性がある人のイメージ
(同志社大学永田教授作成資料を参考に一部改変)

対象者の課題

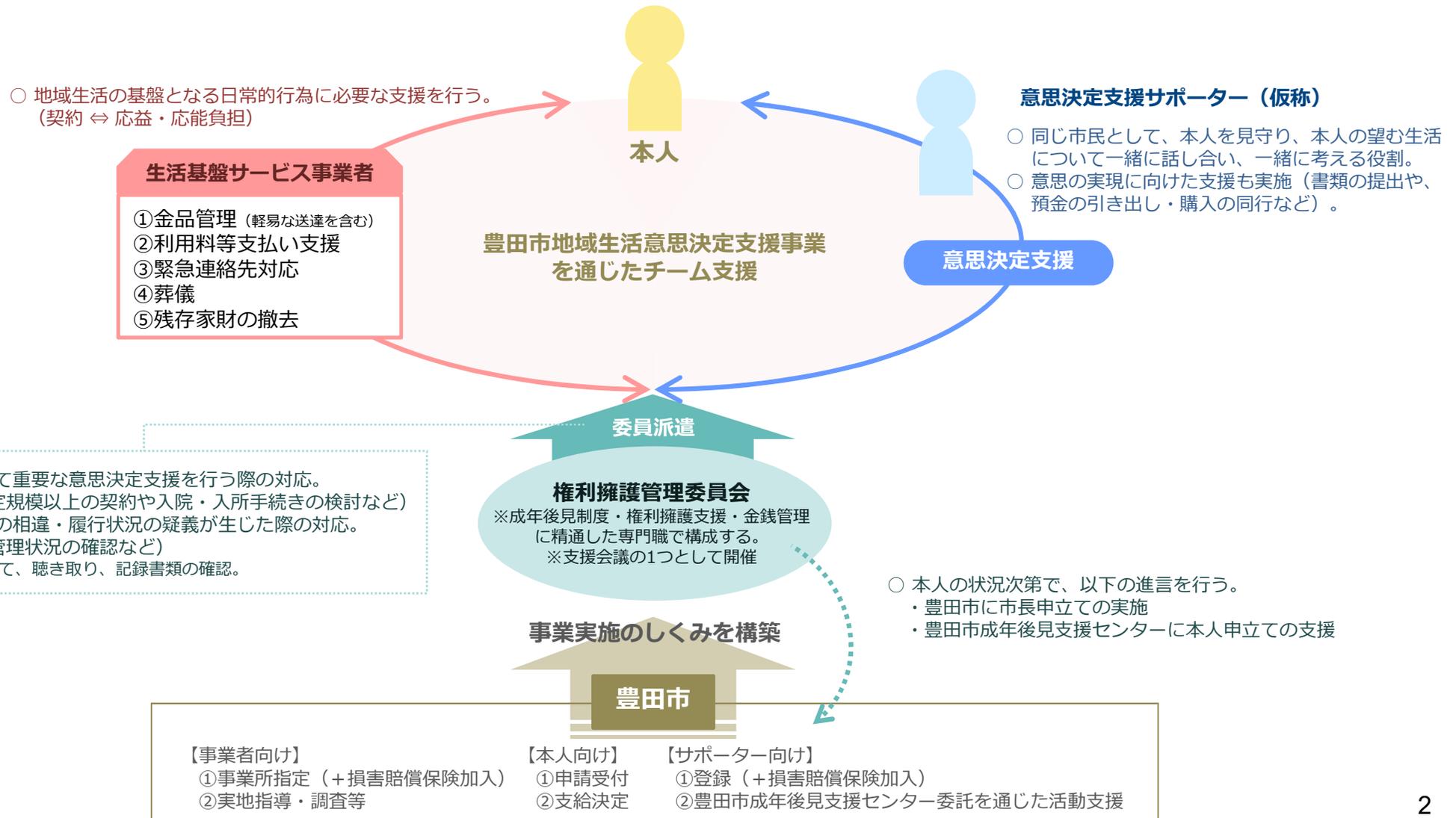
- 医療の説明を本人以外に聞く人がいない
- 緊急連絡先や身元引受人がいない
- 金銭管理をする人がいない
(身体が動かない人の預金の引き出し、現金の保管、支払いなど)
- 衣類、日用品の買い出しができない、家から荷物を届ける人がいない
(身寄りのない市民への支援あり方検討部会より)

現状の対応策

- 家族、親族、会社の同僚などの支援
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見制度

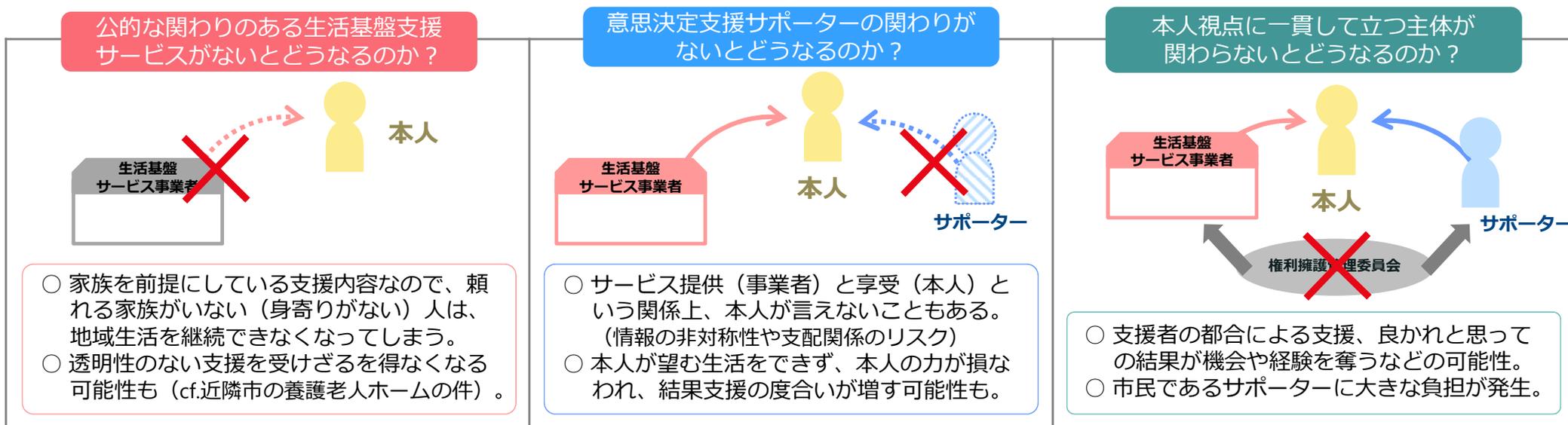
新たな支援策が必要

- 豊田市では、今後増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで成年後見制度に求められてきた「財産管理・意思決定支援・適切な支援の管理」等の支援を性質ごとに分解し、多様な主体が特性を活かして各支援を分担・連携するしくみづくりの検討に着手。
- 令和4年度からは、「豊田市地域生活意思決定支援事業」として、身寄りのない方への支援としてニーズの高い「生活基盤支援サービス」と、本人の力の活用及び地域住民の社会参加も想定した「意思決定支援」の組合せによる取組を試行していく。



参考：このしくみに、各主体の支援や関わりがないとどうなるのか？

- 豊田市地域生活意思決定支援事業は、「生活基盤支援サービス」を行う事業者と、「意思決定支援」に寄り添うサポーターの双方がしくみとして支援に関わることがポイントである。また、本人にとって重要な意思決定支援を行う際には、本人視点に一貫して立つ主体（権利擁護管理委員会による委員派遣）が関わるしくみも想定している。
- これらの関わりをしくみとして整備することは、身寄りがない方などを中心に、本人らしい生活を実現するために極めて重要である。



■ 本人と支援者の目指す関係性イメージ（案）

Aさんは、映画を観るのがこんなにも好きだったんですね。映画館に行くとしたら、生活費はこのくらいにしないと…どうでしょう？

生活基盤サービス事業者
支援員：Bさん

本人：Aさん

映画っておもしろいよなあ。空いてる時間は、もっともっと映画を観て過ごしたいなあ。

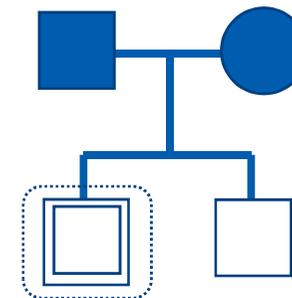
意思決定支援サポーター：Cさん

映画、私も好きです。楽しいですよ。私はアクション映画が好きなんですけど、Aさんはどんな映画が好きなんですか？お部屋でゆっくり観るのもいいし、映画館の大画面で観るのも爽快でいいですよ。

権利擁護管理委員会

Aさん

- ・35歳 知的障がい（B判定）2年前にグループホーム（GH）に入居。
- ・昼間は、就労継続支援事業所で働いている。月4万円の工賃収入あり。
- ・好きなことは、人と話をすることとカラオケ。



現在の暮らし

【お金の管理】

- ・GHが通帳を預かり、毎週5千円を本人に渡している。

【Aさんのお金の使い方】

- ・毎日、仕事後に自動販売機でジュースを買う。

【行政手続き】

- ・GHスタッフが記入を手伝い、GH分まとめて提出

【Aさんの日用品の用意】

- ・GHの職員が、衣類、下着、歯ブラシ等を定期的
に買ってきている。

【Aさんの休日の過ごし方】

- ・好きなアイドルグループのDVDを部屋で観て過ごす。

モデル事業を取り入れた暮らし

【お金の管理】

- ・GHが通帳を預かり、本人とサポーターとが話し合
いながら決めた、本人が望む金額を本人に渡す。

【Aさんのお金の使い方】

- ・毎日、仕事後に自動販売機でジュースを買う。
- ・サポーターと一緒にフードデリバリー計画を立てる。

【行政手続き】

- ・GHスタッフが申請窓口へ同行。本人が手続き

【Aさんの日用品の用意】

- ・GHの職員が、買い物に同行。欲しい色や形を聞き
ながら購入。または買わずに帰ってサポーターと相
談。

【Aさんの休日の過ごし方】

- ・サポーターに相談しながら、ライブに行く計画を立
てる。

コミュニケーションの蓄積と信頼関係構築

豊田市で地域住民等の参加・共働により意思決定支援を進めるための「(仮称)意思決定支援サポーター」養成イメージ(案)

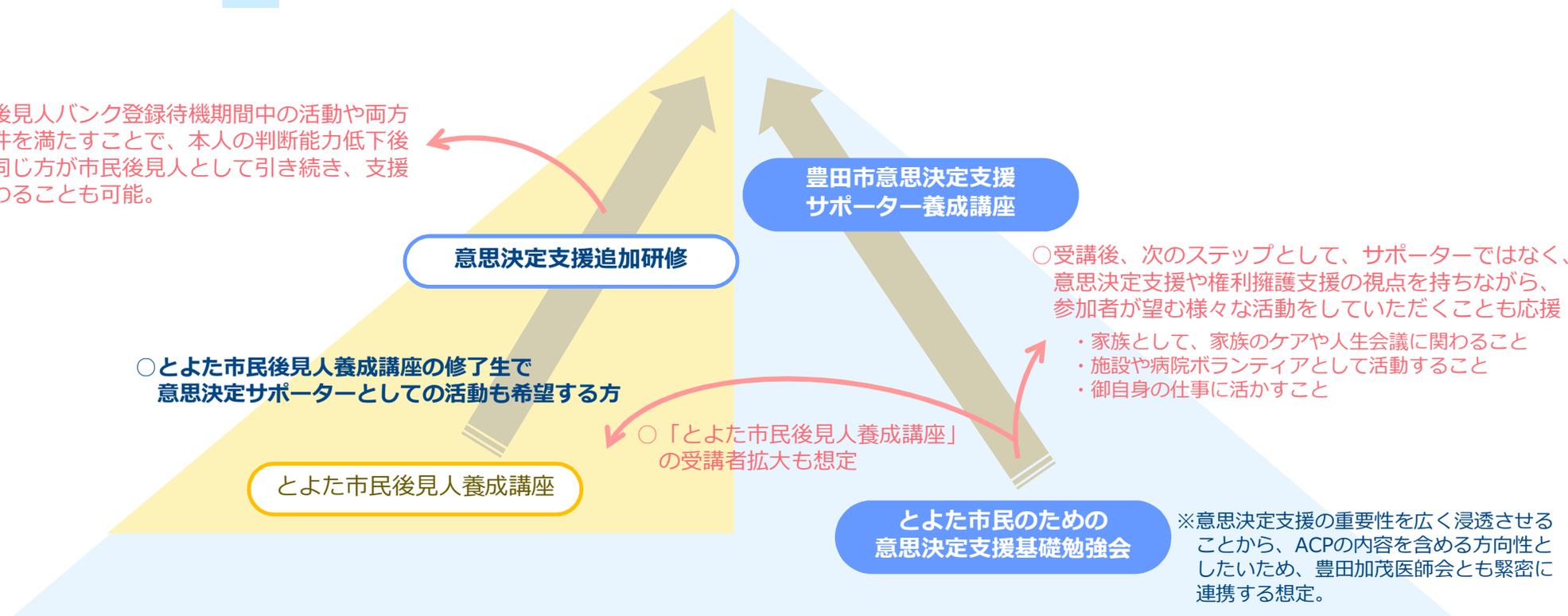
- 豊田市では、「とよた市民後見人の育成・共働」を通じ、市民による意思決定支援の推進など権利擁護支援体制の広がりを見せている。その他、在宅療養の推進によるアドバンスケアプランニングの浸透、市民福祉大学による地域福祉教育などの取組も進んでいる。
- この地域住民等の参加という豊田市が有する特性を活かしつつ、さらに意思決定支援を推進するため、サポーターとして関わっていただける方の養成と、サポーターが「豊田市地域生活意思決定支援事業」で活躍できるようにするための支援に取り組んでいく。
- なお、本事業ではサポーターの養成の視点だけでなく、豊田加茂医師会の協力を仰ぎながらACPの内容も含め、豊田市において意思決定支援や権利擁護支援の重要性などを広く浸透させるため、理解の裾野を広げる活動としても取り組んでいく。



(仮称) 意思決定支援サポーター

- 同じ市民として、本人を見守り、本人の望む生活について一緒に話し合い、一緒に考える役割。
- 意思の実現に向けた支援も実施(書類の提出や、預金の引き出し・購入の同行など)。

○市民後見人バンク登録待機期間中の活動や両方の要件を満たすことで、本人の判断能力低下後に、同じ方が市民後見人として引き続き、支援に関わることも可能。



○とよた市民後見人養成講座の修了生で意思決定サポーターとしての活動も希望する方

とよた市民後見人養成講座

意思決定支援追加研修

豊田市意思決定支援サポーター養成講座

○受講後、次のステップとして、サポーターではなく、意思決定支援や権利擁護支援の視点を持ちながら、参加者が望む様々な活動をしていただくことも応援

- ・家族として、家族のケアや人生会議に関わること
- ・施設や病院ボランティアとして活動すること
- ・御自身の仕事に活かすこと

○「とよた市民後見人養成講座」の受講者拡大も想定

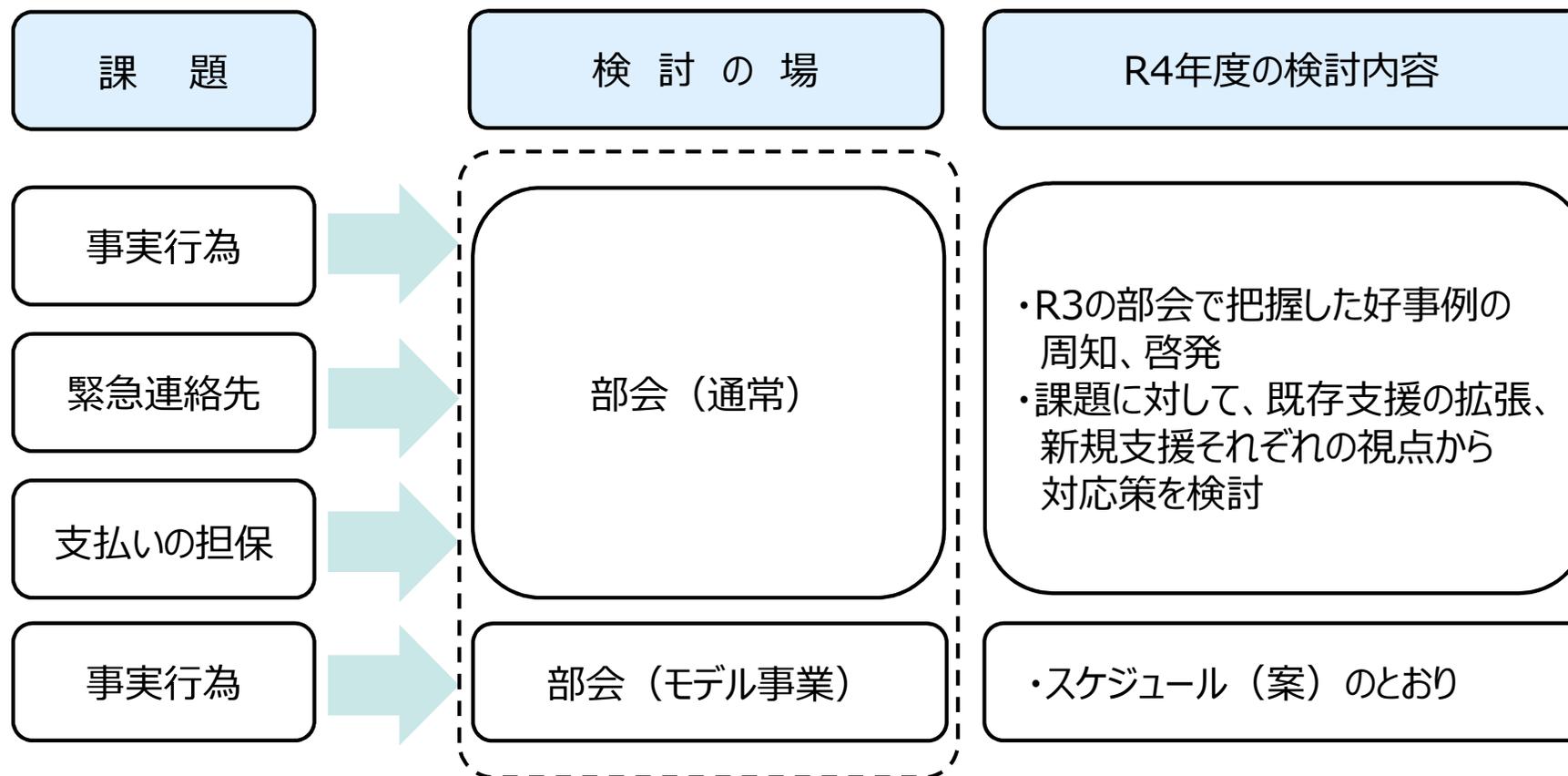
とよた市民のための意思決定支援基礎勉強会

※意思決定支援の重要性を広く浸透させることから、ACPの内容を含める方向性としたいため、豊田加茂医師会とも緊密に連携する想定。

○家族との関わり、仕事としての活動、認知症サポーター・とよた市民福祉大学・とよたシニアアカデミー・各種啓発事業などを通じて、さらなる地域での活動や、意思決定支援に関心を持つ方

- 豊田市では、令和3年度より「身寄りがなくとも安全・安心して入院・入所できる環境整備」を目標として、「身寄りのない方への支援のあり方検討部会（以下、部会）」を設置、議論を行う中で、事実行為、緊急連絡先、支払いの担保などが課題としてあがっている。
- 緊急連絡先や支払いの担保については今年度収集した好事例の周知、啓発や既存の支援の拡張、新規支援それぞれの視点から対応策を検討していく。事実行為については、国のモデル事業を採択し、課題の解決に向けた仕組みづくりに取り組む必要があり、部会員の一部を招集し、モデル事業の仕組み作りに焦点を当てて取り組む会を開催する。
- また、モデル事業の検討では事業の進捗に応じて、保険会社、葬儀会社等にも参加を依頼し、多角的な視点で検討を行う。

■ 課題と令和4年度以降の部会の状況



本事業の試行実施に向けた取組スケジュール（案）

項目	取組内容	令和4年度			
		4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期
本人関係	支援の実施等		本人への説明	支援の実施	
生活基盤サービス関係	支援内容の検討	支援の範囲・ルール等の検討・決定			
	モデル実施事業者との調整	2～3者程度の法人と実施調整		実施状況の把握・随時調整 課題等の共有	R5に向けた調整
	実施事業者の拡大の検討	支援内容③～⑤に関するヒアリング		メニュー追加に向けた調整・検討	R5に向けた調整
意思決定支援サポーター関係	支援内容の検討	支援の範囲・ルール等の検討・決定			
	モデルサポーターとの調整	2～3名のサポーター候補者と実施調整		実施状況の把握・随時調整 課題等の共有	R5に向けた調整
	意思決定支援基礎勉強会			実施内容の検討・調整	開催
権利擁護管理委員会関係	支援内容の検討	支援の範囲・ルール等の検討・決定			
	専門職団体との調整	各団体との調整		委員推薦等の事務遂行	実施状況の把握・随時調整 課題等の共有
事業全体関係	法福協議会での報告等	本会議・部会での報告・意見聴取			
	要綱・様式等の定め		要綱・様式等の制定		
	海外事例（英・豪など）等の調査	随時意見交換等を実施して、課題解決等への助言を得る			
	正式事業に向けた検証など			効果・課題・拡大内容等の整理	

10月1日モデルケース（3～4ケース程度）の支援開始

<本人関係>

- モデルケースに参加していただける御本人へのアプローチ（法人・事業所と相談）

<生活基盤サービス関係>

- 金銭の管理方法・ルール設定
- 契約内容等の整理（本人負担の設計）
- 記録等様式の設定

<意思決定支援サポーター関係>

- 支援の範囲設定
- フォロー・相談体制（豊田市成年後見支援センターとの連携）
- 追加研修の内容検討
- 参画していただける市民後見人養成講座修了生へのアプローチ
- 記録等様式の設定

<権利擁護管理委員会関係>

- 支援の範囲・介入する場面設定
- 支援の実施状況の確認方法

<事業全体関係>

- 当事者・当事者関係団体の参画方法
- チームのファシリテーション能力向上
- 参画していただく法人・団体との関係性担保（豊田市つながる社会実証推進協議会のスキームを活用）

親族後見人の相談窓口

豊田市成年後見支援センターでは、親族後見人の方からの相談を受け付けています。

次のような分からないことがあったら、お気軽にご相談ください。

就職時報告って
どうやって書くの
?????

銀行でお金を下ろせる
ようにするのは
どうするの？

財産目録って
どうやって
作るの？

こんなことに
お金を使っても
だいじょうぶ？

家や土地が
売りたいけど
どうしたらいい？

定期報告は
どうやって書くの
?????

司法書士や弁護士への無料相談を実施しています。
(第2・4水曜日 13:30～14:30 14:40～15:40)
事前予約が必要です。

連絡先

豊田市成年後見支援センター

豊田市錦町1丁目1番地1 福祉センター2階
Tel. 0565-63-5566 (火～土曜日 8時30分～17時15分)

※成年後見制度にまつわるいろいろな情報をお送りさせていただきます。
ご希望の方は下記の申込書にご記入し、提出してください。

き-り-と-り

◆情報提供申込書◆

名 前		生年月日	
住 所		連絡先	
被後見人氏名	(関係：)	類 型	

令和4年度豊田市成年後見支援センター事業計画書

参考資料 2

業務名	目指す姿	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	取組ポイント
1 広報業務	①制度に関する市民の認知度が向上している	出前講座の開催(20回/年) 市民講座の開催(1回/年)	← 出前講座の開催(適宜) →												広報の方法を検討する。
	②関係機関の理解が深化し、協働できる関係性の構築ができています	専門職との勉強会(12回) 関係機関向け講座の開催(2回/年)	← リーガルサポート(月1回)、ばあとなあとの勉強会(年4回) → ← 金融機関向け講座 社協内権利擁護研修 専門職との交流会 金融機関向け講座 関係機関向け研修 → ← 社協ホームページにて受任状況や運営情報について公開 →												関係機関向け研修や専門職との交流会を継続的に開催できるようにオンラインの活用を検討する。
2 相談業務	①相談に対し、適切に対応できる体制が構築されている	センターを通じ、新規で成年後見制度に関する相談ができた市民の実人数(250名/年)	← 後見センターカンファレンス(毎日) →												毎朝のカジュアルにて情報共有し、センター職員の誰もが対応できる体制を構築する。
	②早期から権利擁護支援の検討や必要性の見極めができる環境が整っている		← 定例会における全案件の進捗確認(月1回) → ← センターにつながるケースの目安の活用 → ← 関係機関と連携した相談支援や適切な事前事務管理、申立検討時におけるケース会議の開催等 →												
3 利用促進業務	①制度が必要な市民をキャッチし、利用まで繋げられる環境が整っている	申立書類作成支援件数(100件/年)	← 申立書類作成支援(適宜) → ← 受任調整会議(毎月) → ← フランチャ機能の活用 →												支所、CSWとの連携を強化する。関係機関と連携を深めて申立の協力体制を構築。
	②とよた市民後見人が受任し活躍している	市民後見人の受任者数(12件/年)	← 受任調整会議、追加選任申立 → ← フォローアップ研修 →												市民後見人の受任体制の見直しを行う。バンク登録者へ充実したフォローアップ研修を行う。
	③権利擁護の担い手が増えている	次年度以降とよた市民後見人養成講座の検討	← カリキュラム、周知方法等の見直し → ← 第4期とよた市民後見人養成講座への取り組み →												養成講座のカリキュラム、広報の方法等の見直しを行う。
4 後見人支援業務	①本人と後見人等が孤立せず、チームを構築できている	受任調整をした案件のチーム会議開催率(100%)	← チーム会議の開催(適宜) →												専門職後見人に受任1年後を目安にアンケートによるモニタリングを行う。
	②後見人等の相談窓口としての認知度が向上している	後見人等からの相談件数(50件/年)	← 後見人等からの相談に対する支援(適宜)、リーガルサポートやばあとなあとの勉強会における相談への対応 → ← 親族後見人等にむけた、弁護士・司法書士による専門職相談会の実施(月2回)及び継続的な支援 →												センターが申立支援をし、親族が後見人として受任した方に法律相談の活用を周知する。
5 法人後見業務	複合的な課題を持つ市民でも、制度を活用し権利が守られる体制が整備されている	法人後見受任件数(50件/年)	← 定例会における、法人後見の適切な受任(再掲:月1回) → ← 報酬付与申立の実施(適宜) → ← 市民後見人との連携(複数受任、監督人) →												引き続き、きめ細やかな身上保護を中心とした支援を行う。市民後見人との協働(複数後見)。
6 体制整備業務	上記業務を含め、制度利用促進を進めるうえで基盤となる体制が整備されている	定例会の開催(12回/年) 協議会事務局(3回/年)	← 定例会の開催(再掲:月1回) → ← 協議会の運営 → ← 寄付の管理(適宜) → ← 権利擁護ネット主催研修 → ← 名古屋家裁主催連絡会 → ← 名古屋家裁主催連絡会 → ← 協議会の運営 → ← 協議会の運営 → ← 次年度に向けた体制検討・整備 →												くらし応援資金を活用した権利擁護支援を検討する。

令和3年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議 意見書

氏名 _____

○本日の会議で言い足りなかったことや、追加意見などがあれば、ご記入ください。

3月24日（木）までにメールまたはFAXにてご提出ください

送付先

豊田市 福祉総合相談課

政策担当 杉浦

TEL (0565) 34-6791

FAX (0565) 33-2940

E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp

令和3年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会
豊田市成年後見利用促進計画 中間見直し意見書

○中間見直しに当たって、課題に感じていること、課題解決のための提案などご自由にお書きください。（意見書については本様式もしくは下記の項目を含む任意の様式でご提出ください）

氏名 _____

○重点事業に関すること

○懸案事項に関すること

○中長期的な取組に関すること

○その他（基礎取組、新しい取組 その他）

4月15日（金）までにメールまたはFAXにてご提出ください。

送付先
豊田市 福祉総合相談課
政策担当 杉浦
TEL (0565) 34-6791
FAX (0565) 33-2940
E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp

令和4年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 会議日程確認表

令和4年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 会議の開催につきまして、下記の日程の中で調整を行いたいと思います。候補日の中でご都合の悪い日時をご記入の上、御返信ください。会議の開催時間につきましては、午前：10時～12時、午後：14時～16時のいずれかを予定しています。
4月15日（金）までにFAXまたはメールにて御返信くださいますよう、よろしくお願ひします。
会議の開催日時については、4月中に一度ご連絡させていただく予定です。

氏名： _____

第1回会議【候補日：令和4年7月5日（火）～7月29日（金）】

※上記の候補日の中で、ご都合の悪い日時をご記入ください。（時間：10～12時、14～16時）

--

第2回会議【候補日：令和4年11月1日（火）～11月25日（金）】

※上記の候補日の中で、ご都合の悪い日時をご記入ください。（時間：10～12時、14～16時）

--

第3回会議【候補日：令和5年1月17日（火）～2月10日（金）】

※上記の候補日の中で、ご都合の悪い日時をご記入ください。（時間：10～12時、14～16時）

--

その他、何かありましたら備考欄にご記入ください

備考

--

返信先：豊田市役所 福祉部 福祉総合相談課 担当 杉浦

電話：0565-34-6791

FAX：0565-33-2940

E-MAIL：fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp